

# 平成29年9月定例総会

平成29年9月5日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成29年度第6回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成29年9月5日(火) 午前10時00分から11時10分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (11人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (1人) 7番 橘 なぎさ

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の許可の審議について(1件)  
議案第2号 利用権設定の審議について(6件)  
議案第3号 非農地証明の審議について(6件)  
議案第4号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

事務局長補佐兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局係長兼農林水産課農業係係長	濱田	三幸
事務局員兼農林水産課主幹	伊藤	紀明
事務局員兼農林水産課主幹	中山	真寿美

7.会議の概要

平成29年9月5日

議長

それでは、ただ今から土佐清水農業委員会、9月定例総会を開催致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。  
本日は、7番 橋委員から欠席の連絡を受けております。

もち米の稲刈りには、全員の委員さんに参加していただきましてありがとうございました。特に地元の中山委員さんには大変お世話になりました。また乾燥は弘田委員にお世話になりました。

事務局より一言お願いします。

事務局(上田)

使い道について先月の総会で話したところですが、事務局よりお願いを後ほど提案させていただきます。

議長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

- 議案第1号 農地法第3条の許可の審議について(1件)
- 議案第2号 利用権設定の審議について(6件)
- 議案第3号 非農地証明の審議について(6件)
- 議案第4号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、8番 上野 委員 9番、弘田委員の2名を指名致します。

最初に、議案第1号 農地法第3条の許可の審議について(1件) を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

それでは、議案第1号 農地法第3条の許可の審議について(1件)、ご説明します。(議案書に沿って説明)

議案書は1～4ページになります。

まず1ページ、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。贈与の土地は記載の通りで、下ノ加江です。

譲受人の土地の利用状況は2筆で畑・果樹園として利用しています。農作業従事日数、農機具の保有台数は記載のとおりです。

2ページをご覧ください。譲受人の農地はすべて耕作されています。また、この土地は近年は他の人が作っていました。優良農地なので、機械の足りない物は、借りて水稻を作る予定です。

(3～4ページの写真もご覧ください。)

以上、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可用件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関して、担当の横山委員より補足説明がありましたら  
お願いします。

3番  
横山委員 　事務局の説明した通りです。譲渡人は私の近所の方です。譲渡人と譲  
受人とは姉弟の関係です。譲受人は夫と毎日のように農業をしています。  
問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。  
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてか  
ら質問をお願いします。

議長 　・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)**をお諮りし  
ます。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

それでは続きまして、**議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設  
定)の審議(6件)**についてを議題といたします。

それでは担当課より説明を求めます。

担当課(濱  
田) 　それでは、**議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議**につ  
いて、ご説明いたします。

まず、議案書の4-1ページをご覧ください。整理番号29-001について。

借受人は四万十市在住。氏名・年齢・住所は記載の通りです。農業経営の  
状況は、作業日数が300日、従事者は1名、機械・機具等は所有しておりませ  
ん。この方は平成29年7月に四万十市で新規認定就農者として新たに就農  
した人です。指導農業士につかれて過去2年間研修をしていました。必要機  
械は指導農業士より借ります。今回の利用権設定の面積は2,958㎡、場所は  
大岐であります。地目は畑です。作物はらっきょを植える予定です。始期に  
つきましては9月10日からで、10年間となっています。借地料は1反10,000  
円。

現地の場所ですが1枚めくって頂いて、大岐の避難タワーを100mほど過ぎ  
た左手です。詳細写真を見て頂くと隣の筆とは畦がありません。昨年までは指  
導農業士が2つの筆を1つで使っていたもので、今年は半分をこの方が作ると

のことです。認定新規就農者については、四万十市農政担当係に確認済みです。

いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく要件を満たしていると考えます。

議長

以上で担当課の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

6番  
山本委員

らっきよを作っているのはうちだけと思いますが、この指導農業士は誰ですか。

担当課(濱田)

四万十市の方です。

6番  
山本委員

新しく認定された方？

担当課(濱田)

新しくとは聞いていませんが。

6番  
山本委員

県が指導農業士を認定していますが、私の記憶ではらっきよで四万十市ではないのではないかと思います。

担当課(濱田)

四万十市に確認し、過去に2年間指導農業士に就かっていたと、また青年就農給付金を受けていたと、また前の経営開始型にも載っていたと聞いています。それ以上のことは確認していません。指導農業士に準ずる形かもしれません。

議長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請のとおりに承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件について、承認することといたします。

次に整理場号29-002～007につきましては、6番委員が借受人関係者になっていきますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規

定により審議開始から終了まで退席を求めます

(6番委員は、一時退席。)

担当課(伊藤)

議案書の5～8ページをご覧ください。整理番号28-002～006の5件で、立石の農地です。

借受人は下ノ加江在住。未成年ですが、両親は認定農業者で農機具は親に借りる予定です。今回、利用権設定面積は4,380㎡、ネギを栽培予定です

貸付人は全員立石在住です。場所は7～8ページをご覧ください。5年間の利用権設定です。その他は記載のとおりです。担当の宮上委員と現地確認は行っています。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく要件を満たしていると考えます。

議長

以上で担当課の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

1 2 番  
中山委員

予定の所には何を植えているか。

5 番  
宮上委員

写真にもありますようにネギを植えています。出荷の最盛期で、この方は朝の5時過ぎには現地に来ています。前向きに取り組んでいます。写真をみると植えてないところもありますが、昨年までは菜花を植えていました。ネギを作る予定です。

1 2 番  
中山委員

現在もう作っていると。貸付人は高齢の方ですね。

5 番  
宮上委員

小さい田ですので何筆にも分かれています。

3 番  
横山委員

議案書を見た時、6番委員の子供さんと気づきました。家内が中学校に勤めていたので知っていました。若い人が地元で農業をすることのでぜひ頑張ってもらいたい。

5 番  
宮上委員

熱心にやっています。

議長

若者が農業をすることとは本市にとってもうれしいことです。ほかに質疑はございませんでしょうか。

・無いですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件について、承認することといたします。

これで、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に係る審議が終了いたしましたので、6 番委員の入室を求めます。

(6 番委員入室、着席)

次に、議案第3号 非農地証明の審議について(6件) を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局(上田)

それでは、議案第3号 非農地証明の審議について(6件)について、一括でご説明します。(議案書に沿って説明)

まず、申請番号8～12について。9～13ページをご覧ください。

所有者は申請番号順に5名です。場所は「ふるさと林道」の下益野から行くと最初のトンネルの手前を西の上野方向に入った所で、昭和40年代当時は稲作をしていましたが、減反政策で現在は農地に植林をしており、非農地化しています。(13ページ写真)

所有者、行政書士、土地家屋調査士、農業委員、事務局で横道から入り上野に出ました。3時間はかかりました。

12ページに所有者・所有地の順を記載しました。

次に申請番号13について。

所有者は四万十市在住で、場所は爪白の東側になります。昭和40年代に周辺山林とともに開発のために買収しました。当時から山林化しており、買収当時、農地があることがはっきり分からなかったと言っています。

10年程前までは、現地の南方向の高台でキャンプロッジを運営していましたが、高齢になったため現在は閉鎖しています。

現場の7筆については16～17ページをご覧ください。

以上の通り非農地が妥当と認めますが、ご審議をよろしくお願ひします。なお、本日申請番号13の担当委員の橘さんが欠席となっております。現地には

事務局と一緒にいき、非農地が妥当であるとの意見を頂いています。事務局からは以上です。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、担当の池員より補足説明がありましたらお願いします。

1 1 番  
池委員 　　事務局の説明のとおりです。位置については重複の説明になりますが、ふるさと林道の横道から益野方面に入った所です。現地は木が植えられています。ふるさと林道入り口から上野の上の段まで行きました。谷あり山ありで3時間ほど歩きました。先代の人は大変な苦勞をしたと感じた所です。

議長 　　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

3 番  
横山委員 　　写真で見る限りでは農地とは言えない。

1 2 番  
中山委員 　　三崎の田については集落からどれほど離れているか。

事務局(上  
田) 　　1 5 ページで見て頂くと赤で囲んだ所の間くらいまでは車で行けました。集落から500くらいでしょうか。

議長 　　他に質疑はございませんでしょうか。  
・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

**議案第3号 非農地証明の審議について(6件)**をお諮りします。  
申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。  
挙手全員であります。よって本件は、非農地証明書を発行することとします。

次に**議案第4号 その他の件について** です。  
まず、①**非農地証明の報告について(1件)**を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局(上  
田) 　　それでは、**非農地証明の報告**を致します。  
議案書の18ページをご覧ください。申請人、場所は記載のとおり。地目は畑の1筆です。この非農地証明願いにつきましては、第三土地区画整理区域内

となっており、議案書記載のとおり仮換地指定通知を発行しておりますのでご報告いたします。

議長

以上で事務局の説明が終わりましたが、この件については、第三土地区画整理区域であるため、特段のご質問がなければ、ご承認として本件についての質疑を終了したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

～ なしの声 ～

②の次回開催日についてです。

10月定例総会の開催日については

日 時:10月3日(火曜日) 午前10時から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

それでは稲刈りの終わりました「もち米」について、再度事務局より提案があります。

事務局(濱田)

本日お配りしましたレジメをご覧ください。

収量ににつきましては19袋あります。330キロくらいになると思います。もち米については、参加者・農業委員さんに配分します。昨年は3キロでしたが今年は産業祭で売った収入を九州北部豪雨の被災地又は熊本地震の義捐金とすることになっていきますので、一人2キロと考えています。

下川口保育園が秋に新築となります。その餅投げのもち米を福祉事務所が2俵買いたいとのことで了解を頂きたいです。

残りが140キロとなります。2キロ袋にすれば70袋となります。それを産業祭で2日で売ると言うことになります。販売単価については、安いところの販売が1升500円ほど。1キロ300円程度でどうかと思います。義捐金として約8万円となります。福岡県朝倉市の義捐金の受付は9月末までとなっていますので、日田市にするか熊本県にするかは考えなくてははいけません。以上で事務局からの提案です。

議長

キロ300円にするか350円ですが、どうでしょうか。

～350円との声、多数。安いくらい。～

議長 産業祭で義捐金とのことなら、PR用の旗とかがあればいいですが。

事務局(上田) この間、産業祭総会があり山本委員は農協女性部でも出なくてはならず、農協のブースの隣にして欲しいと提案しています。

事務局(上田) 次に。  
9月27日に幡多郡農業委員会研修会が四万十市であります。午前中は女性農業委員の会もあります。去年は全員出席でした。今、ここで行けないことが分かる方はいませんでしょう。

6番  
山本委員 他の会が入っているので欠席します。島根県です。

事務局(上田) 後日、欠席の方は連絡をお願いします。  
次に農業新聞についての購買のPRがあります。

事務局(濱田) 知人の農家さんに勧誘をよろしくお願いします。

事務局(上田) 次に新農業委員会体制についてご説明します。本市の新委員改正は平成30年8月1日からです。  
(レジメに沿って説明。)

事務局(濱田) 重要な地区割り案について、来月提示するのでアドバイスをお願いします。  
各市町村の農地などの状況から農業委員・推進委員の数は決まっています。農業委員を半数ぐらいにして、現場で動く推進委員を作るとのことです。増やせればいいのですが、市の予算の兼ね合いもあります。今度の法改正では担い手の育成・遊休農地解消などが農業委員会の必須業務になっています。踏み込んだものになります。  
  
他に、その他の件で何かございませんか。  
  
・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。